③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

5　再認定の結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

令和７・８年度を有効期間とする競争参加資格については、再認定の日から令和９年３月31日までとする。

別記１　本店所在地及び提出場所　［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　国土交通省東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３―１―１仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―225―2171）
メールアドレス
thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp）

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　国土交通省関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151）
メールアドレス
ktr-shikakushinsa@mlit.go.jp）

⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　国土交通省北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―280―8880）
メールアドレス84zuiji@hrr.mlit.go.jp）

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　国土交通省中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２―５―１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138）
メールアドレスcbr-shikaku@mlit.go.jp）

⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３―１―41（電話06―6942―1141）
メールアドレス
kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp）

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　国土交通省中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231）
メールアドレス
shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp）

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　国土交通省四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061）
メールアドレスskr-shikaku@mlit.go.jp）

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　国土交通省九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331）
メールアドレス
qsr-shikakushinsa89@mlit.go.jp）

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和８年国土交通省告示第262号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、2025・2026年度を有効期間とする首都高速道路株式会社発注の建設工事に係る競争参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することができることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年７月１日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　青木　由行

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　競争参加資格の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく2025・2026年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。

2　再認定の受付時期及び提出先

2025・2026年度を有効期間とする競争参加資格については、令和８年７月１日から令和８年12月28日までの間に、電子メールによる申請を受け付けます。なお、郵送及び持参による申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

メールアドレス：
keiyaku-shinsa@shutoko.jp
（首都高速道路株式会社財務部契約課　競争参加資格審査担当　宛）

3　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　次に掲げる当社ホームページの「入札契約情報」の「競争参加資格」から申請書及び申請書類作成の手引きをダウンロードしてください。
http://www.shutoko.co.jp/business/qualify/

⑵　申請書等の提出方法　申請者は、電子メールにより次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとします。

①　競争参加資格審査申請書（建設工事）（様式第１）
②　完成工事高（様式第２）
③　業態調書（様式第３）
④　総合評定値通知書の写し
⑤　共同企業体調書（様式第５）（特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）
⑥　担当者の名刺

4　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項の項目について審査を行い、主観的事項の項目と併せ総合点数を算出し、希望工事種別ごとに、高点順に配列し、等級を定めた工事種別については等級を付して、再認定を行います。

客観的事項

①　資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
②　建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとします。）
③　希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
④　経営規模、経営状況、社会性等

5　再認定の結果の通知

３⑴に掲げる当社のホームページに「有資格業者名簿」を掲載することにより通知に代えるものとし、競争参加資格認定通知書は発行しません。

6　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

2025・2026年度を有効期間とする競争参加資格については、再認定の日から令和９年３月31日までとします。